

JKJO 全日本空手審判機構

規約抜粋

第1条 本機構は、全日本空手審判機構と称する。

2. 全日本空手審判機構の英文名称を Japan Karate Judge Organization、略称を JKJO とする。

第2条 本機構の総本部事務局は、神奈川県横浜市都筑区中川中央 1-33-6 に置く。

2. 本機構は、執行部会の議決を経て、地区事務局、都道府県連絡事務所を置くことができる。

第3条 本機構は、空手道の大会ルールの統一、公認審判員の育成を通じ、流派派閥を超えて、空手道の継承、普及、発展に寄与すると共に、青少年の健全育成と社会貢献を目的とする。

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、主に下記の事業を行う。

- ① 審判講習会(交流大会)の開催、及び公認審判ライセンス認定
- ② 公認道場・友好団体主催の空手道選手権大会の後援及び協力
- ③ 大会統一ルールの制定・改定
- ④ 防具の開発、並びに販売

第5条 本機構の構成員は、次の通りとする。

- ① 公認道場 本機構の目的に賛同し、地区事務局、又は都道府県連絡事務所を構え、審判講習会（交流大会）並びに公認大会を開催することができる。
- ② 参加道場 本機構の目的に賛同し、道場として本機構の各審判講習会に参加、審判ライセンスを取得することができる。また総本部事務局に検定員の派遣を依頼し、講習会(交流大会)を開催することができる。
- ③ 個人参加 本機構の目的に賛同し、個人として本機構の各審判講習会に参加し、審判ライセンスを取得できる。
- ④ 友好団体 本機構の目的に賛同する道場、団体、派閥、組織であり、JKJO 活動に協力し、空手界の発展に共に寄与する。

第6条 本機構の構成員は、各々所定の手続きを経て構成員となる。

- ① 公認道場 公認道場認定申請書を提出し、機構の承認を得なければならない。公認審判員が5名以上(内、A級以上の審判員が2名以上) 在籍していることが、公認道場の要件である。尚、複数の道場から成る団体、派閥、組織は公認道場として認められない。また認定期間は5年とし、更新を要する。
- ② 参加道場 JKJO 参加申請書を提出し、申請内容に問題無ければ参加道場として登録され、各審判講習会に参加できる。尚、登録は道場単位で行い、複数の道場から成る団体、派閥、組織は参加道場として登録されない。また本機構の公認道場・参加道場・友好団体からの離脱・独立した道場は、基本的に2年間、本機構に参加することができない。但し、離脱・独立前の所属道場代表者の容認があれば、この限りでない。
- ③ 個人参加 JKJO 参加申請書を提出し、申請内容に問題無ければ各審判講習会の案内

が届く様になる。

- ④ 友好団体 本機構の承認を得て公認される。

第7条 基本的に、入会金・会費は発生しない。但し、名称使用については本機構の承認を得なければならない。各審判講習会(交流大会)、並びに公認道場主催の公認大会に関わる印刷物(グッズ類を除く)についてはこの限りでない。

第8条 各構成員は、本機構に以下の申請・報告と支払の義務を負う。

- ① 公認道場 公認道場規程に基づき、申請・報告・支払の義務を負う。
- ② 参加道場 基本的に、本機構の各審判講習会に参加し、審判ライセンスを取得するだけであれば、本機構に対する申請・報告・支払の義務は発生しない。総本部事務局に検定員の派遣を依頼し、講習会(交流大会)を開催する場合は、公認道場規程の審判講習会開催条件に準ずる申請・報告・支払の義務が発生する。
- ③ 個人参加 基本的に、本機構に対する申請・報告・支払の義務は発生しない。
- ④ 友好団体 基本的に、本機構に対する申請・報告・支払の義務は発生しない。

第9条 各構成員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- ① 脱退
- ② 除名
- ③ 登録の抹消
- ④ 道場代表者(個人参加の場合は本人)の死亡または失踪宣告
- ⑤ 道場の解散
- ⑥ 本機構の解散

第10条 各構成員は、脱退届を執行部会に提出し、任意に脱退することができる。

第11条 各構成員が各号に該当するとき、本機構は除名することができる。この場合、該当構成員に対し決議前に弁明の機会を与えなければならない。また除名処分した場合、その旨を該当構成員に通知しなければならない。

- ① 本機構の名誉を傷つけ、また本機構の目的に違反する行為を行った場合
- ② 本機構が定める申請・報告・支払の義務を怠った場合
- ③ 本機構内で政治的・宗教的・派閥的行為を行った場合

第12条 公認道場・参加道場・個人参加の本人が相当な理由無く2年以上、講習会の参加、又は公認大会の審判協力をしなかった場合、登録が抹消される。この場合、該当構成員に通知しなければならない。